## TAMA 拠点形成プロジェクト推進支援事業 制度要綱

令和7年4月30日付7都市多ま第33号

(目的)

第1条 この要綱は、「多摩のまちづくり戦略」に基づき、都市の持続的発展を可能とするために、拠点における様々な都市機能の集積を図るなど、集約型地域構造への再編を目指し、多摩地域の地元自治体(以下「地元自治体」という。)の取組に対し、都が必要な支援を行い、拠点形成の計画を推進し、多摩の個性を生かしたまちづくりを促進することを目的とする。

## (支援対象)

- 第2条 都は、前条に定める目的を達成するため、多摩のまちづくり戦略の TAMA 拠点形成プロジェクトに記載されている拠点づくりの具体的な取組に対して、地元自治体と連携して支援を行う。
- 2 知事は、前項の規定による支援の対象となる取組を行う対象地区の募集を行い、次に掲げる 選定基準を踏まえ、当該事業を支援することが適当であると認めるものを、地元自治体の長の 申請に基づき、選定するものとする。
  - (1) 多摩のまちづくり戦略の TAMA 拠点形成プロジェクトに記載されている地元自治体の 拠点づくりの具体的な取組であること。
  - (2) 取組内容がまちづくり方針や基本構想の策定に向けたまちづくり検討を行うものであること。
  - (3)地元自治体が、補助金の交付に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

## (報告等)

- 第3条 知事は、まちづくりの検討内容、拠点づくりの具体的な取組の実施等について、地元自 治体に対し報告を求めることができるとともに、技術的な助言をすることができるものとす る。
- 2 知事は、前項の規定による報告及び検討事業の成果等を、必要に応じて公表することができる。

## (都の支援)

- 第4条 知事は、予算の範囲内において、まちづくり検討に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。